

役員を選任手続に関する規定

サロン2002規約(2000年6月5日制定)(以下「規約」という。)第8条第1項に基づき、役員を選任に関する手続を定める。

(役員を選任手続)

第1条 理事長は、役員を選任する必要がある場合は、理事会の議を経て、必要な数の役員候補者を総会に附議するものとする。

2 理事長は、総会に役員候補者を附議する前に、当該候補者の承諾を得なければならない。

3 役員を選任する総会は、次のとおりとする。

① 規約第8条第2項の場合 規約第11条第1項に定める3月総会

② 規約第8条第3項の場合 規約第11条第2項に定める臨時総会

4 役員を選任は、次の方法により行う。

① 会員は、理事会から附議された役員候補者について、「全員を選任する。」、「(氏名)氏を除いて選任する。」、「全員を選任しない。」のいずれかにより投票する。

② 投票数の過半数の選任を得た者を役員とする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 前条第1項の役員候補者を選考するため、理事会の発議により、役員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、理事2名及び理事以外の会員2名の委員で構成する。

3 委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

4 委員会は、総会において役員が選任された日をもって廃止する。

第3条 選考委員会は、委員全員の合意に基づき、必要な数の役員候補者を理事会に推薦するものとする。ただし、一部の候補者について委員全員の合意が得られなかった場合に限り、複数の者を併記して推薦することができる。

2 選考委員会は、候補者の選考に関して、委員以外の会員の意見を聴くことができる。

3 理事会は、選考委員会の推薦に基づき役員候補者を選定する。

4 理事会は、選考委員会の推薦した役員候補者の全部または一部について選定しないことができる。この場合理事会は、その理由を選考委員会に説明しなければならない。

5 理事会は、選考委員会が前項の理由を不服とした場合は、委員を解任できる。

第4条 選考委員会の運営は、この規定に定めるものの他、選考委員会が定めるところによる。

(審議の非公開)

第5条 役員候補者の選考過程に関して、理事会及び選考委員会は、これを公開してはならない。

2 前項の規定は、理事及び選考委員を退任した後においても適用する。

附 則

この規定は、2005年度の役員選任から適用する。